

## 本研修カリキュラム・モデル案に記載のある用語についての補足説明

<b>ASD</b>	Acute Stress Disorder の略で「急性ストレス障害」のこと。
<b>DV</b>	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者等からの暴力を示す。
<b>DV基本計画</b>	地方公共団体によって制定される「配偶者暴力防止基本計画」を指す。
<b>DV相談支援センター</b>	「配偶者暴力相談支援センター」
<b>DV法</b>	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
<b>DV基本方針</b>	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」
<b>PTSD</b>	Post-traumatic stress disorder の略で、「心的外傷後ストレス障害」のこと。
<b>基本法</b>	「犯罪被害者等基本法」
<b>基本計画</b>	「犯罪被害者等基本計画」
<b>国選被害者参加弁護士</b>	被害者参加人の委託を受けて、被告人質問等を行う弁護士。平成 19 年 6 月に公布された「犯罪被害者等の権利利益の保護を踏むための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」によって導入された「被害者参加人のための国選弁護制度」において裁判所が選定した被害者参加弁護士を指す。
<b>子どもの権利条約</b>	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」
<b>児童買春・ポルノ禁止法</b>	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」
<b>児童虐待</b>	「子ども虐待」との表記も検討されたが、汎用性のある「児童虐待」の表現とした。
<b>児童虐待防止法</b>	「児童虐待の防止等に関する法律」
<b>刑法における人身売買罪</b>	平成 17 年、刑法の改正により、人を買収した者・売り渡した者を 3 カ月以上 5 年以下、未成年を買収した者・売り渡した者を 3 カ月以上 7 年以下、営利、わいせつ、結婚または生命もしくは身体に対する加害の目的で人を買収した者・売り渡した者を 1 年以上 10 年以下の懲役とすることが成立した。
<b>ストーカー規制法</b>	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」
<b>性感染症</b>	HIV、STD（Sexually Transmitted Disease：性行為感染症）を総称した意味で「性感染症」として統一して記載。
<b>性暴力</b>	性犯罪、性暴力は「性暴力」として統一して記載。
<b>早期援助団体</b>	「犯罪被害者等早期援助団体」

<b>損害賠償命令制度</b>	刑事裁判において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立てがあったとき、刑事事件について有罪の言い渡しをした後、当該賠償請求についての審理・決定をすることができる制度。
<b>男女雇用機会均等法</b>	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」 (平成 20 年に改正された同法については「改正男女雇用機会均等法」と記載。)
<b>犯罪被害者支援法</b>	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」
<b>犯罪被害者等支援条例</b>	地方公共団体において制定される犯罪被害者等を支援する関連条例のこと
<b>犯罪被害者保護二法</b>	「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」
<b>犯罪被害者保護法</b>	「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」
<b>被害者</b>	「犯罪被害者等基本法」における「犯罪被害者等」を「被害者」とした。すなわち、被害当事者、家族、遺族を含めた犯罪等の被害者を指しており、DV被害者、児童虐待、人身売買及びセクシャルハラスメント等刑法犯以外の被害者も含む。
<b>被害者支援ネットワーク</b>	「NPO 法人全国被害者支援ネットワーク」
<b>法テラス</b>	「日本司法支援センター」
<b>母子寡婦給付等女性に対する貸付制度</b>	母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に関する制度のこと。
<b>民間支援団体</b>	被害者支援ネットワークの加盟団体に加え、非加盟の犯罪被害者等全般を対象とする支援団体、児童虐待を専門に扱う支援団体、DVや性被害を専門に扱う民間の被害者支援団体等を総称して「民間支援団体」と記載。